

京都市再犯防止推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画の策定、変更及び運用に当たり、再犯防止の推進に関する有識者及び関係者から意見聴取を行うことを目的に、京都市再犯防止推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 推進会議の委員は15名以内とし、次に掲げる者及びその他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の役職者等
- (3) 関係行政機関の役職者等

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(座長)

第3条 推進会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、市長が招集する。

2 推進会議の議長は、座長が務める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健福祉局福祉のまちづくり推進室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は福祉のまちづくり推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。